

意見書

平成 24 年 6 月 18 日

JPNIC 事務局  
移管契約第 13 条検討委員会担当者 様

郵便番号 150-0031

住所 とうきょうとし ぶ や くきくろがおかちよう 東京都渋谷区桜丘町3-24 カコー桜丘ビル 6 階  
社団法人日本インターネットプロバイダー協会

Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381

会長 わたなべ たけつお 渡辺 武経

連絡先 事務局長 かめだ たけし 亀田 武嗣

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「JPドメイン名の公共性の担保における JPNIC の評価の客観性向上関連」

に関し、別紙のとおり意見を提出します。

移管契約第 13 条検討委員会第 4 回資料2

(<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20111227/shiryoku2.pdf>)において手塚委員の評価基準に対する指摘にあるように、「安定性・持続性」は一般的に当然のことであり、これらについては、極論すると評価制度・監査制度等がなくともサービスに影響が出るため、少なくとも外部から簡単に評価できることだと思います。むしろ表面に出にくい公平性や中立性に対して慎重に評価するべきであり、その点において手塚氏の指摘するように、特に意見募集を行うべきであり、それに基づく評価とのその結果の公表が重要だと考えます。

また、そのためには十分な情報公開が必須であると考えます。

その意味でも、同 4 回会合の桑子委員の意見にあるように評価項目が少ないと思われます。

また、移管契約第 13 条検討委員会第 5 回

(<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20120508/comment-table.pdf>)における森委員の意見について(3)中立・公正な事業運営の確保(桑子委員長および手塚委員のご意見)とあるように、前述の中立性・公正性についてはここでも繰り返し意見されています。しかし、これに対する「JPNIC の考え方」の中には、これに対する的確な返答がなされておられません。同様に、「(4)適切な情報収集および(5)適切な情報公開-事業運営の透明性」についても、明確な返答がされていないと思われます。先にも述べたように、公共性の確保の上で、可能な限りの情報公開がその礎となるため、特に問題があると思われるような運用もされていないと想像しますので、適切な情報収集と情報公開が実行されることを強く希望いたします。

そして、一般論としても、公共性を担保する上で、その監督する立場の機関の公共性が担保されていなければ、監督下の機関の公共性について議論する余地はないと思われます。

その上で、森委員指摘の通り(<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2012/20120523-01.html>)

留意事項 B において、「「JPドメイン名の公共性の担保」は、移管契約第 13 条および第 14 条に定められた内容をさすものです。」と書かれているにもかかわらず、当 C において"--前略-- 同条の 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 項が該当します。」と書かれ、移管契約の公共性担保そのものである第 14 条の手続きの履行を求める第 13 条3を、あえて外している意図が不明です。先にも述べたように、ある機関(ここでは JPRS)の公共性の評価する際、評価を行う機関(ここでは JPNIC)の公共性が担保できなければ、その結果について担保されないのは自明の理論であると思われます。

JPドメインを(仕様上)一社独占で行い、且つ、直販まで行っている JPRS の公共性を評価するためには、行政機関と同様あるいはそれ以上の公共性を評価された機関が行う必要があると思われるため、この移管契約第 13 条3は、対象とするべきであると考えます。

もし、これを外した上で評価を行うのであれば、この範囲でのみの評価であると認識し、JPNIC の評価・監督行為の適正性の評価を行う機関・組織等が別途必要であると判断します。

また、評価委員会の人選基準および設立趣旨においても同様であり、現在公表されている基準だけでは、適切な人材であるかどうかの評価が難しいと思われます。

そもそも公共性とは何なのかということから始まり、それを担保するためには何を行うべきかということをお聞きいただき、枝葉末節に陥ることなく、日本のインターネットコミュニティのために、ますますご尽力いただきたく、いっそうの期待を込めてご意見申し上げます。